医療情報化支援基金（ICT基金）
令和８年10月以降の電子処方箋の導入補助

第11回「電子処方箋等検討ワーキンググループ」
（令和８年９月29日）資料１

○　医療機関に対する電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への補助について、**補助対象とする導入期限を令和９年３月まで延長し、施設への補助を引き続き実施する。**薬局については、補助対象とする導入期限を令和８年９月までで終了する。

○　ただし、現在、厚生労働省において、**電子カルテ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの一体的導入の普及促進を進める観点から、令和９年度に①厚生労働省において認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品（※）の導入支援、②政府の医療ＤＸサービスへの接続機能を有する「パッケージ版電子カルテ製品」（※）の導入支援（電子カルテ更改時）を検討**しており、本補助金の利用の検討の際には、こうした点や政府の医療ＤＸサービスへの接続機能の有無も考慮の上、各医療機関の電子カルテの導入・更新の計画をご検討いただくよう周知する。

（※）①・②の製品ともに電子処方箋管理サービスへの接続機能を有することを要件とする予定。

○　令和９年４月以降の取扱いについては、電子カルテの普及計画等を踏まえた電子カルテと電子処方箋の一体的な導入に係る補助の内容を改めて検討する。

令和８年９月までに導入	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 （基本機能＋追加機能）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
院外処方機能＋院内処方機能 （基本機能＋追加機能＋院内処方機能）	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を上限に、その1/2を補助	15.1万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を上限に、その1/4を補助	30.2万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を上限に、その1/2を補助

令和８年10月以降導入	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
院外処方機能 （基本機能＋追加機能）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	なし	なし
院外処方機能＋院内処方機能 （基本機能＋追加機能＋院内処方機能）	247.7万円を上限に補助 ※事業額の743.2万円を上限に、その1/3を補助	169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を上限に、その1/3を補助	35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を上限に、その1/2を補助	なし	なし

【大規模病院】病床数が200床以上の病院　【大型チェーン薬局】グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局

【追加機能】リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索